

後期高齢者医療制度をめぐる動きに対する緊急意見

後期高齢者医療制度（長寿医療制度）は、超高齢社会を迎える中で、高齢者といわゆる現役の各世代が可能な範囲で負担し支えあうことによつて、世代間の不公平をなくし、将来にわたつて安定的に医療が受けられるために必要な制度として、本年4月に開始された。

しかしながら、同制度に関しては、平成18年6月に法律が制定されたものの、政省令が昨年10月に出され、さらに被用者保険の被扶養者の保険料の一部凍結措置が同月末に決定され、国において作成する電算システムの開発が遅れたことなどから、制度の細部が直前まで明らかとならなかつたため、地方では準備期間が十分にとれず、各地で混乱が生じることとなつた。

また、制度創設の趣旨や意義についての周知が不足してつたことから、現場の混乱とあいまつて、この制度に対する国民の不安が払拭されず、批判が未だに続いている。

このような国民の声を受け、去る6月12日には、政府・与党において保険料の軽減対策を中心とした制度の見直しが決定された。

我々指定都市としては、市民への周知はもとより制度の的確な運用に全力を挙げて取り組んでいるところであるが、この見直しにより地方の財政運営に支障が生じることなく、また、制度の運用が円滑かつ安定的に行われるよう、次のとおり緊急に要請するものである。

- 1 制度の見直しの趣旨や内容について、国が責任をもつて地方の取組みとも連携し、周知を図ること。

制度の運用が円滑かつ安定的に行われるためには、国民の十分な理解と納得を得る必要がある。そのため、制度の運用開始に当たつての周知不足が混乱を招いたことの反省を踏まえ、今回の制度の見直しはもちろんのこと、制度創設の趣旨や意義についても改めて国が責任をもつて地方の取組みとも連携し、周知を図ること。

2 保険料の軽減対策については、必要となる財源を国の責任において確保すること。

今回の見直しによる低所得者の保険料の軽減対策には多大な財源が必要となるが、その一部を地方の負担とすることは認められず、国の責任において、財源の確保を確実にを行うこと。

3 制度の見直しに係る政省令の改正等を早急に行うとともに、事務的経費を国の責任において手当てすること。

今回の制度の見直しにより、地方においては市民への周知、条例改正や電算システムの改変などの実務を行う必要がある。十分な準備期間をとり、再び混乱が生じることのないよう、政省令の改正や電算標準システムの提示を一日でも早く行うこと。また、見直しに伴い必要となる事務的経費についても国が責任をもって手当てすること。

平成20年6月19日
指定都市市長会